

川越市農業集落排水処理施設条例の不利益処分に係る処分基準（案） の概要について

令和5年12月
産業観光部農政課

1 策定の趣旨

不利益処分に係る処分基準では、特定の者に対して直接に義務を課したり、又は権利を制限したりする処分を行う場合の処分基準が定められます。

処分に際し、より合理的な理由の提示が求められる昨今の状況に鑑み、条例に基づく不利益処分に係る処分基準策定の必要性が生じています。

具体的には、農業集落排水処理施設に対する排除の停止等の不利益処分に係る処分基準を定めようとするものです。

2 処分基準（案）の主な内容

処分基準の主な内容は、次のとおりです。

(1) 不利益処分の内容

排除の停止等、排水設備の新設等に関する改善命令、罰則

(2) 根拠法令・条項

川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）第10条

川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）第16条

川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）第18条

川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）第19条

3 処分基準

(1) 排除の停止等

農業集落排水処理施設へは、汚水（し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)) 以外のものを排除した場合。

(2) 排水設備の新設等に関する改善命令

農業集落排水処理施設への排水設備の新設等に関し、農業集落排水処理施設条例第6条の規定に違反している者がいるときは、農業集落排水処理施設の機能保全のために改善を命令することができる。

※基準等の詳細については、別紙をご参照ください。

(3) 罰則

設定できません。（理由 不利益処分の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合）